

規程第31号

理事長決定

平成22年1月1日制定・施行

平成22年4月1日改正・施行

平成22年11月1日改正・施行

平成23年6月1日改正・施行

平成23年10月1日改正・施行

平成24年4月1日改正・施行

平成24年5月1日改正・施行

平成24年7月1日改正・施行

平成25年1月1日改正・施行

平成25年4月1日改正・施行

平成25年10月1日改正・施行

平成26年4月1日改正・施行

平成27年1月1日改正・施行

平成27年3月31日改正・平成27年4月1日施行

平成27年6月1日改正・施行

平成27年10月1日改正・施行

平成28年3月1日改正・施行

平成28年4月1日改正・施行

平成28年10月1日改正・施行

平成29年1月1日改正・施行

平成29年4月1日改正・施行

平成30年2月1日改正・施行

平成30年4月1日改正・施行

平成30年10月1日改正・施行

平成31年2月1日改正・施行

平成31年4月1日改正・施行

令和元年5月31日改正・施行

令和2年2月1日改正・施行

令和4年10月1日改正・施行

令和5年3月1日改正・施行

令和5年4月1日改正・施行

令和5年10月1日改正・施行

令和6年1月1日改正・施行

令和6年3月1日改正・施行

令和6年4月1日改正・施行  
令和7年2月1日改正・施行  
令和7年4月1日改正・施行  
令和8年2月1日改正・施行

## 日本年金機構職員給与規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第9条）
- 第2章 基本給（第10条－第13条）
- 第3章 諸手当
  - 第1節 職責手当及び企画調整手当（第14条・第14条の2）
  - 第2節 地域調整手当及び広域異動手当（第15条－第17条の5）
  - 第3節 単身赴任手当（第18条－第24条）
  - 第4節 扶養手当（第25条－第30条）
  - 第5節 住居手当（第31条－第37条）
  - 第6節 通勤手当（第38条－第47条）
  - 第7節 時間外勤務手当等（第48条－第50条）
- 第4章 給与の特例（第51条－第56条の2）
- 第5章 雑則（第57条・第58条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、日本年金機構職員就業規則（規程第21号。以下「職員就業規則」という。）第52条及び日本年金機構准職員就業規則（規程第22号。以下「准職員就業規則」という。）第41条の規定に基づき、日本年金機構（以下「機構」という。）の正規職員（職員就業規則第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）及び准職員（准職員就業規則第1条に規定する准職員をいう。以下同じ。）（以下正規職員と准職員を合わせて「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

#### （法令との関係）

第2条 職員の給与に関して、この規程に定められていない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令

の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

2 諸手当は、職責手当、企画調整手当、地域調整手当、広域異動手当、単身赴任手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日出勤手当及び深夜勤務手当とする。

(給与の支払)

第4条 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、給与支払の際に控除する。

(1) 法令で定めるもの

(2) 労基法第24条第1項後段に規定する労使協定によるもの

2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合においては、その者の指定する預金又は貯金の口座へ振り込むことによって給与を支払うことができる。

(給与等の支給日)

第5条 基本給及び諸手当については、一の月の初日から末日までを給与期間として、毎月16日(その日が休日に当たるときは前日、その日及び前日のいずれもが休日に当たるときはその日後においてその日に最も近い休日ではない日。以下これらの日を「支給定日」という。)に、次の各号に定めるところにより支給する。

(1) 基本給、職責手当、企画調整手当、地域調整手当、広域異動手当、単身赴任手当、扶養手当及び住居手当は、その月の給与期間分をその月の支給定日に支給する。ただし、届出に係る事実が確認できない等のため、支給定日に支給することができないときは、翌月の支給定日に支給することができる。

(2) 時間外勤務手当、休日出勤手当及び深夜勤務手当は、その月の給与期間分を翌月の支給定日に支給する。

(3) 通勤手当は、支給単位期間(第47条に規定する支給単位期間をいう。第46条までにおいて同じ。)に係る最初の月の支給定日に支給する。ただし、届出に係る事実が確認できない等のため、支給定日に支給することができないときは、支給定日後に支給することができる。

(日割計算)

第6条 新たに職員となった者又は昇給等により基本給額に変更が生じた者には、その日から新たに定められた基本給、職責手当、企画調整手当、地域調整手当及び広域異動手当（以下この条において「基本給等」という。）を支給する。

- 2 職員が職員就業規則第22条若しくは准職員就業規則第12条の規定により退職し、又は職員就業規則第24条若しくは准職員就業規則第14条の規定により解雇された場合には、その日までの基本給等を支給する。ただし、第56条に規定する場合はこの限りではない。
- 3 前2項の規定により基本給等を支給する場合であって、その在籍日数が給与期間の全日数に満たないときは、その基本給等の額は、当該在職日数から職員就業規則第32条又は准職員就業規則第21条に規定する所定休日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（勤務1時間当たりの給与額）

第7条 第48条から第50条まで及び第53条から第55条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給の月額、職責手当の月額、企画調整手当の月額、基本給に第15条第2項に規定する割合を乗じた月額及び基本給に第17条の2第2項各号に規定する割合を乗じた月額（ただし、日本年金機構宿舎規程（規程第49号。以下「宿舎規程」という。）第2条第3号に規定する広域異動を伴う人事異動を発令された職員（以下「広域異動者」という。）に限る。）の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定労働時間数で除して得た額とする。

（端数の取扱い）

- 第8条 第6条第3項に規定する日割計算、第23条の2及び第36条の2に規定する支給の始期及び終期の特例、第44条の2に規定する支給の始期の特例その他事情により給与の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第48条から第50条までの規定により支給する時間外勤務手当、休日出勤手当及び深夜勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。
  - 3 第48条に規定する時間外勤務手当、第49条に規定する休日出勤手当及び第50条に規定する深夜勤務手当の一の給与期間における支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計（それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の

勤務、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）の勤務に係る部分について、その部分ごとに各別に計算し合計）に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

- 4 職員就業規則第13条又は准職員就業規則第4条の規定により準用する職員就業規則第13条の欠勤の時間数、職員就業規則第45条又は准職員就業規則第34条の3日目以降のウェルネス休暇の時間数、日本年金機構職員育児・介護休業等に関する規程（規程第29号。以下「職員育児介護休業規程」という。）第13条の育児短時間勤務に基づく短縮された時間数及び職員育児介護休業規程に基づく介護休業の時間数の一の給与期間における合計に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

（不正に支払を受けた場合の処理）

第9条 第21条、第27条、第33条及び第42条に規定する諸手当に関し、偽りその他不正の手段によりその支払を受けたときは、その者に対し、既に支給した手当を返納させ、必要と認められる場合には以後の当該手当の支給を行わないことがある。

## 第2章 基本給

（基本給の決定）

第10条 基本給は、職員の等級に応じ、別表第1に定める額とする。

- 2 職員の等級は、別表第2の役割等級表に基づき、各職員の能力、実績、経験、適性等を考慮して定める職務の役割に応じて決定する。ただし、理事長が必要と認める場合はこの限りではない。

（一般職群の昇給）

第11条 一般職群（別表第2の役割等級表のS1からC2までの職務の級の区分をいう。以下同じ。）の職員については、前年度における日本年金機構人事評価実施規程（規程第44号）第5条に定める年度評価（以下「年度評価」という。）の結果に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸数の範囲で昇給させることができる。

- （1）次号に掲げる職員以外の一般職群（日本年金機構人事管理規程（規程第20号。以下「人事管理規程」という。）第10条第1項第2号に規定する職員（以下「給付業務正規職員」という。）を除く。）の職員

人事評価	昇給の号俸数
S	8号俸
A	6号俸
B	4号俸
C	1号俸
D	昇給しない

(2) 年度当初に55歳を超える一般職群（給付業務正規職員を除く。）の職員

人事評価	昇給の号俸数
S	2号俸
A	1号俸
B	昇給しない
C	昇給しない
D	昇給しない

(3) 次号に掲げる職員以外の給付業務正規職員

人事評価	昇給の号俸数
S	3号俸
A	
B	2号俸
C	1号俸
D	昇給しない

(4) 年度当初に55歳を超える給付業務正規職員

人事評価	昇給の号俸数
S	1号俸
A	昇給しない
B	昇給しない
C	昇給しない
D	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、7月1日とする。
- 3 当該職員の号俸がその属する職務の級の最高号俸である場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給させない。

- 4 前項の規定にかかわらず給付業務正規職員の号俸が別表第2の役割等級表C1の職務の級の最高号俸である場合には、別表第8の範囲内で昇給させる。

(管理職の給与の増額改定及び減額改定)

第12条 管理職等(別表第2の役割等級表のM1からG3までの職務の級の区分をいう。以下同じ。)の職員については、前年度における年度評価の結果に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸数の範囲でその増額改定又は減額改定を行うことができる。ただし、各等級に在級中の正規職員がD評価又は累積5回のC評価を受けた場合及び准職員が累積2回のD評価又は累積5回のC以下の評価を受けた場合についてはこの限りでない。

(1) 次号に掲げる職員以外の管理職等の職員

人事評価	改定の号俸数
S	6号俸
A	4号俸
B	2号俸
C	▲1号俸
D	▲2号俸

(2) 年度当初に55歳を超える管理職等の職員

人事評価	改定の号俸数
S	2号俸
A	1号俸
B	改定しない
C	▲1号俸
D	▲2号俸

- 2 前項の改定の時期は、7月1日とする。
- 3 当該職員の号俸がその属する職務の級の最高号俸である場合には、その者が同一の職務の級にある間は、増額改定を行わない。
- 4 減額改定はその属する職務の級の1号俸を下回る号俸に改定することができる。
- 5 当該職員が人事管理規程第17条第1項の規定に基づいて一時降任している間は、増額改定を行わない。

(昇格及び降格等)

第13条 職員を人事管理規程に定める基準に基づき、昇格させる場合の基本

- 給月額は、昇格後の等級の1号俸とする。
- 2 職員を人事管理規程第16条に定める基準に基づいて降格させる場合の基本給月額は、降格後の等級の最高号俸とする。
  - 3 S1級在級中の職員が在級中の年度評価において、累積2回のD評価又は累積5回のC以下の評価を受けた場合は、その都度2号俸の減額改定を行うこととする。ただし、27号俸を下限とし、減額改定が行われた場合には、改定前後の年度評価の累積回数を合算しない。
  - 4 職員を人事管理規程第17条の規定に基づいて一時降任、復帰及び降格させる場合の基本給月額は、次の各号に定めるところにより決定する。
    - (1) 人事管理規程第17条第1項に規定する一時降任の場合は、現在の等級のa号俸とする。ただし、C2級在級中の年金事務所の課長及び室長については一時降任時の号俸とする。
    - (2) 人事管理規程第17条第2項に規定する復帰の場合は、一時降任前の号俸とする。ただし、C2級在級中の年金事務所の課長及び室長については、復帰時の号俸とする。
    - (3) 人事管理規程第17条第3項に規定する降格の場合は、降格後の等級の最高号俸とする。
  - 5 職員を人事管理規程第18条の規定に基づいて降格させる場合の基本給月額は、降格後の等級の最高号俸とする。

### 第3章 諸手当

#### 第1節 職責手当及び企画調整手当

##### (職責手当)

- 第14条 職責手当は、別表第3に掲げる管理又は監督を行うべき地位にある職員、専門的かつ固有の職務を担う職員及び特別の専門的知識又は技能を要する職務を担う職員に対して支給する。
- 2 職責手当の月額額は、職責の区分に応じて、別表第3に掲げる額とする。

##### (企画調整手当)

- 第14条の2 企画調整手当は、本部（年金センター、年金記録業務室及び事務センターを除く。）に在勤する（本務として勤務することをいう。ただし、併任されている職の業務に引き続き1箇月以上専ら従事することが予定されている場合にあつては、当該業務に専ら従事するために勤務することをいう。以下同じ。）職員に支給する。

2 企画調整手当の月額は、職員の等級に応じ、別表第3-2に定める額とする。

## 第2節 地域調整手当及び広域異動手当

### (地域調整手当)

第15条 地域調整手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第4に定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域調整手当の月額は、基本給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域調整手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 一級地 100分の20
- (2) 二級地 100分の16
- (3) 三級地 100分の12
- (4) 四級地 100分の8
- (5) 五級地 100分の4

3 前項の地域調整手当の級地は別表第4に定める。

### (異動保障)

第16条 別表第4に定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として機構が定める場合に限る。）において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域調整手当の支給割合（前条第2項各号に定める割合をいう。以下この条において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域調整手当の支給割合（前条第2項各号に定める割合をいい、当該支給割合を超えない範囲で機構が定める割合とする。以下この条において「異動等前の支給割合」という。）に100分の60を乗じて得た割合に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する地域が別表第4に定める地域に該当しないこととなる時は、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間（3年を経過する日までの期間において異動等前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。）に100分の60を乗じて得た割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該

改訂後の異動等後の支給割合。)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この条において同じ。)、基本給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に異動等前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。)に100分の60を乗じて得た割合を乗じて得た月額の地域調整手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他機構の定める場合における当該職員に対する地域調整手当の支給については、細則に定めるところによる。

(準用)

第17条 国の職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の職員又は地方公共団体若しくは公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他の業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち機構で定めるものに使用される者(以下「国家公務員等」という。)であつた者が、人事交流等により引き続き機構の職員となつた場合において、採用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前条の規定による地域調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる者については、前条の規定を準用する。

(広域異動手当)

第17条の2 広域異動手当は、広域異動者に、当該異動の日から3年を経過するまでの間、支給する。

2 広域異動手当の月額は、基本給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる広域異動の距離に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

(再異動の取扱い)

第17条の3 前条の規定にかかわらず、広域異動手当の支給を受ける職員が当該支給に係る異動(以下「当初異動」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動(以下「再異動」という。)により広域異動手当の支給を受ける要件を満たした場合のうち、再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初異動に係る広域異動手当の支給割合を上回る場合又は当初異動に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となる場合は、再異動の日以後は当初異動に

係る広域異動手当を支給しない。

- 2 再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初異動に係る広域異動手当の支給割合を下回る場合は、当初異動に係る広域異動手当が支給される期間は再異動に係る広域異動手当を支給しない。

(地域調整手当との調整)

第17条の4 前2条の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、地域調整手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2条の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域調整手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2条の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域調整手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。

(準用)

第17条の5 国家公務員等であった者が、人事交流等により引き続き機構の職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前3条の規定による広域異動手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる者については、前3条の規定を準用する。

### 第3節 単身赴任手当

(単身赴任手当)

第18条 事務所を異にする異動若しくは在勤する事務所の移転又は新たに機構に採用されたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と別居することとなった職員で、当該異動若しくは事務所の移転又は採用の直前の住居から当該異動若しくは事務所の移転又は採用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項及び第20条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 配偶者が介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

- (2) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
  - (3) 配偶者が引き続き就業すること。
  - (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（機構の定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため引き続き当該住宅に居住すること。
  - (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情
- 3 第1項本文及びただし書並びに第20条の在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められる基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) 機構が定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
  - (2) 機構が定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。
- 4 本条の規定は、給付業務正規職員への登用時には適用しない。

（支給額）

- 第19条 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、その距離及び単身赴任手当を継続して支給する期間に応じ別表第5又は別表第5-2に定める額を加算した額）とする。
- 2 前項の交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて機構が定めるところにより行うものとする。

（準用）

- 第20条 国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き機構の職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員及び第18条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前2条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- (1) 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことに伴い、住居を移転し、第18条第2項に規定するやむを得

ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直前の住居から当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直後に在勤する事務所に通勤することが第18条第3項に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直後に在勤する事務所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと機構が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

- (2) 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことに伴い、住居を移転し、第18条第2項に規定するやむを得ない事情に準じて機構の定める事情（以下単に「機構の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（認められる職員以外の職員で配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直前の住居から当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直後に在勤する事務所に通勤することが第18条第3項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直後に在勤する事務所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと機構が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (3) 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことに伴い、住居を移転した後、機構の定める特別の事情により、当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事務所に通勤することが第18条第3項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事務所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと機構が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (4) 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採

用されたことに伴い、住居を移転し、第18条第2項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、機構の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直前の住居から当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直後に在勤する事務所に通勤することが第18条第3項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（認められる職員以外の職員で当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直後に在勤する事務所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと機構が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

(5) 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことに伴い、住居を移転した後、機構の定める特別の事情により、当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことの日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事務所に通勤することが第18条第3項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（認められる職員以外の職員で当該別居の直後に在勤する事務所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと機構が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

(6) 第1号から前号までの規定中「事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことに伴い」とあるのを「国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き機構の職員となったこと又は復帰等に伴い」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

(7) その他第18条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして機構の定める職員

(届出)

第21条 新たに第18条第1項又は前条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届

により、配偶者等との別居の状況等を速やかに機構に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
- 3 第1項の「当該要件を具備していることを証明する書類」とは、次に掲げる書類（これらの書類の写しを含む。）とする。
  - (1) 住民票等配偶者等との別居の状況等を明らかにする書類
  - (2) 診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類

#### (確認及び決定)

第22条 機構は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第18条第1項又は第20条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定するものとする。

#### (支給の始期及び終期)

第23条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第18条第1項又は第20条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第18条第1項又は第20条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第21条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

#### (支給の始期及び終期の特例)

第23条の2 前条第1項の規定にかかわらず、事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことに伴い、住居を移転したことにより、第18条第1項又は第20条の職員たる要件（第20条第3

号及び第5号に該当することによるものを除く。)を具備した(当該要件を具備した日が月の初日である場合を除く。)職員に対する単身赴任手当の支給は、当該要件を具備するに至った日から開始する。前条第1項ただし書の規定は、この項において準用する。

- 2 前条第1項の規定にかかわらず、事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、第18条第1項又は第20条に規定する要件を欠くに至った(当該要件を欠くに至った日が月の初日である場合を除く。)職員に対する単身赴任手当の支給は、当該要件を欠くに至った日の前日をもって終わる。
- 3 前条第2項の規定にかかわらず、事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、単身赴任手当の支給を受けている職員に、その月額を変更すべき事実が生じたとき(当該事実の生じた日が月の初日である場合を除く。)は、その事実の生じた日から支給額を改定する。前条第1項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 4 第1項の規定により単身赴任手当を支給する場合の支給開始月(前条第1項ただし書を準用する場合を除く。)における支給額は、第19条の規定により算出した単身赴任手当の月額を当該月の日数で除した額に、第18条第1項又は第20条の職員たる要件を具備するに至った日から月末までの日数を乗じて得た額とする。
- 5 第2項の規定により単身赴任手当の支給を終える場合の支給終了月における支給額は、第19条の規定により算出した単身赴任手当の月額を当該月の日数で除した額に、月の初日から第18条第1項又は第20条の職員たる要件を欠くに至った日の前日までの日数を乗じて得た額とする。
- 6 第3項の規定により単身赴任手当の月額を改定する場合の当該改定月における支給額の算出に当たっては、前2項の規定を準用する。

(事後の確認)

- 第24条 機構は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第18条第1項又は第20条の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。
- 2 機構は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明する書類の提出を求めることができる。

#### 第4節 扶養手当

(扶養手当)

- 第25条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第

2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、G2級及びG3級の職員（以下「G2級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当、国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- (2) 年額130万円以上の恒常的な収入があると見込まれる者

（支給額）

第26条 扶養手当の月額は、前条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、一人につき13,000円、扶養親族たる父母等については一人につき6,500円（G1級の職員（以下「G1級職員」という。）にあつては、3,500円）とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（届出）

第27条 新たに職員となった者に扶養親族（G2級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、G2級以上職員からG2級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、扶養親族届により、直ちにその旨を機構に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（G2級以上職員に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を

除く。)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子、第25条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及びG2級以上職員に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

3 第1項の「当該要件を具備していることを証明する書類」とは、次に掲げる書類(これらの書類の写しを含む。)とする。

(1) 所得証明書又は非課税証明書等の生計の途がないことを明らかにする書類

(2) 住民票等により生計同一を明らかにする書類

(確認及び決定)

第28条 機構は、前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 機構は、前項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第29条 扶養手当は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給する。ただし、第27条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出をした日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給するものとする。

(1) 新たに職員となった者に扶養親族(G2級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合 その者が職員となった日

(2) G2級以上職員からG2級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合において、その職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないとき その職員がG2級以上職員以外の職員となった日

(3) 職員に扶養親族(G2級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合において、その職員に同項第1号に掲げる事実が生じたとき その事実が生じた日

- 2 扶養手当は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって支給を終了する。
- (1) 扶養手当を受けている職員が離職又は死亡した場合 当該者が離職又は死亡した日
  - (2) G 2 級以上職員以外の職員から G 2 級以上職員となった職員に扶養親族たる父母等で第 2 7 条第 1 項の規定による届出に係るものがある場合で、その職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないとき その職員が G 2 級以上職員となった日
  - (3) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（G 2 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合 その事実が生じた日
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。第 1 項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 2 7 条第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
  - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（G 2 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
  - (3) 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある G 2 級以上職員が G 2 級以上職員以外の職員となった場合
  - (4) 扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある G 1 級職員が G 1 級職員及び G 2 級以上職員以外の職員となった場合
  - (5) 扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で G 2 級以上職員以外のものが G 2 級以上職員となった場合
  - (6) 扶養親族たる父母等で、同項の規定による届出に係るものがある職員で G 1 級職員及び G 2 級以上職員以外のものが G 1 級職員となった場合
  - (7) 職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち、特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（事後の確認）

第 3 0 条 機構は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第 2 5

条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第28条第2項の規定を準用する。

## 第5節 住居手当

(住居手当)

第31条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 宿舍規程第4条第1項に規定する職員及び宿舍規程第2条第3号に規定する広域異動を伴う人事異動を発令された給付業務正規職員で、異動後の事業所に通勤可能な自己又は配偶者が所有する住居がない給付業務正規職員（登用時を除く。）のうち宿舍規程に定める宿舍の貸与を受けられない職員が人事異動等に伴い転居した場合であって（自らの意志で当該宿舍の貸与を受けなかった職員を除く。）自ら居住するための住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員
- (2) 自ら居住するための住宅を借り受け、第25条第2項に規定する扶養親族（第28条第1項の規定による認定が行われている者に限る。以下「扶養手当支給親族」という。）と同居の場合は月額17,500円を超える家賃、それ以外の場合は月額21,000円を超える家賃を支払っている職員（前号に掲げる職員及び、機構が保有する有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他機構が定める職員を除く。）
- (3) 第18条第1項又は第20条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（機構が保有する有料宿舍その他機構が定める住宅を除く。）を借り受け、月額17,500円を超える家賃を支払っている職員又はこれらの職員との均衡上必要があると認められるものとして機構が定める職員

(支給額)

第32条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（前条第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。

- (1) 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額。ただし、前条第1号に規定する職員たる要件を具

備するに至った日から3年を経過した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の翌月以降については、必要があると認められる場合を除き、次号に掲げる額

イ 扶養手当支給親族と同居する職員 家賃の月額 $\frac{100}{100}$ の $\frac{70}{100}$ に相当する額。ただし、在勤する事務所が別表第6に掲げる特定地域（以下「特定地域」という。）に所在する場合は54,600円、特定地域以外の地域（以下「一般地域」という。）に所在する場合は49,000円を上限とする。

ロ イに掲げる職員以外の職員 家賃の月額 $\frac{100}{100}$ の $\frac{70}{100}$ に相当する額。ただし、特定地域においては43,400円、一般地域においては38,500円を上限とする。

(2) 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 扶養手当支給親族と同居し月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から17,500円を控除した額

ロ 扶養手当支給親族と同居し月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の $\frac{2}{1}$ に9,500円を加算した額。ただし、特定地域においては25,000円、一般地域においては22,000円を上限とする。

ハ イ・ロに掲げる職員以外で月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から21,000円を控除した額

ニ イ・ロに掲げる職員以外で月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の $\frac{5}{2}$ に6,000円を加算した額。ただし、特定地域においては18,600円、一般地域においては16,200円を上限とする。

(3) 前条第3号に掲げる職員 前号イ若しくはロの規定の例により算出した額の $\frac{2}{1}$ に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(住居手当の特例)

第32条の2 第31条第1号の規定に該当する職員が、自ら居住するための住宅に係る礼金又は更新料（以下「礼金等」という。）を支払った場合には、礼金等として支払った額（家賃の月額 $\frac{1}{1}$ 箇月分に相当する額を上限とする。）を住居手当の特例として支給する。ただし、宿舍規程第4条第1項に規定する入居資格に該当した日（給付業務正規職員は宿舍規程第2条第3号に規定す

る広域異動を伴う人事異動を発令された日。以下同じ。) から3年を経過するまでの期間中に支払った礼金は1回、宿舎規程第4条第1項に規定する入居資格に該当した日から6年を経過するまでの期間中に支払った更新料は2回まで支給する。

(届出)

第33条 新たに第31条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情等を速やかに機構に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合及び第32条の2の礼金等を支払った場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

3 第1項の「当該要件を具備していることを証明する書類」とは、契約書(契約書が作成されていない場合には、契約に関する当該住宅の貸主の証明書)、領収書等当該住宅に係る契約関係を明らかにする書類又はこれらの書類の写しとする。

(確認及び決定)

第34条 機構は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第31条の職員たる要件を具備するとき、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定するものとする。

(家賃算定の基準)

第35条 第33条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せて支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

2 家賃の額が明確でない場合における家賃の額に相当する額は、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

(2) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(支給の始期及び終期)

第36条 住居手当の支給は、職員が新たに第31条の職員たる要件を具備す

るに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。ただし、住居手当の支給の開始については、第33条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 3 第32条の2に規定する支給額については、第33条第1項の規定による届出をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）に支給するものとする。

#### （支給の始期及び終期の特例）

- 第36条の2 前条の規定にかかわらず、新たに第31条の職員たる要件（第1号に該当することによるものに限る。次項において同じ。）を具備した（当該要件を具備した日が月の初日である場合を除く。）職員に対する住居手当の支給は、当該要件を具備するに至った日から開始する。前条第1項ただし書の規定は、この項において準用する。
- 2 前第1項の規定にかかわらず、事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、第31条の職員たる要件を欠くに至った（当該要件を欠くに至った日が月の初日である場合を除く。）職員に対する住居手当の支給は、当該要件を欠くに至った日の前日をもって終わる。
  - 3 前条第3項の規定にかかわらず、特定地域及び一般地域の区分を超える事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、第31条の職員たる要件を具備していた職員に、その月額を変更すべき事実が生じたとき（当該事実の生じた日が月の初日である場合を除く。）は、その事実の生じた日からその支給額を改定する。前条第1項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
  - 4 第1項の規定により住居手当を支給する場合の支給開始月（前条第1項ただし書を準用する場合を除く。）における支給額は、第32条の規定により算出した住居手当の月額を当該月の日数で除して得た額に、第31条の職員たる要件を具備するに至った日から月末までの日数を乗じて得た額とする。
  - 5 第2項の規定により住居手当の支給を終了する場合の支給終了月における

支給額は、第32条の規定により算出した住居手当の月額を当該月の日数で除した額に、月の初日から第31条の職員たる要件を欠くに至った日の前日までの日数を乗じて得た額とする。

- 6 第3項の規定により住居手当の月額を改定する場合の当該改定月における支給額の算出に当たっては、前2項の規定を準用する。

(事後の確認)

第37条 機構は、現に住居手当の支給を受けている職員が第31条に規定する職員たる要件を具備しているかどうか及び現に支給されている住居手当の月額や支給期間が第32条の規定に照らし適正であるかどうかを随時確認するものとする。

- 2 機構は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し住居の実情及び住宅の所有関係等の状況等を証明する書類の提出を求めることができる。

## 第6節 通勤手当

(通勤手当)

第38条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤(職員が勤務のため、その者の住居と在勤する事務所との間を往復することをいう。以下同じ。)のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。以下同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のためやむを得ず自動車その他の原動機付の交通用具又は自転車(ただし、機構の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、やむを得ず自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の

職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）

（支給額）

第 39 条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）前条第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、機構が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
- （2）前条第 2 号に掲げる職員 支給単位期間につき、自動車等の片道の使用距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。以下同じ。）に応じ別表第 7 に定める額
- （3）前条第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して機構が定める区分に応じ、前 2 号に定める額、第 1 号に定める額又は前号に定める額

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金の支給額）

第 40 条 事務所を異にする異動若しくは在勤する事務所の移転又は新たに機構に採用されたことに伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなった職員で機構が定めるもののうち、第 38 条第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動若しくは事務所の移転又は採用の直前の住居（当該住居に相当するものとして機構が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）新幹線鉄道等の利用における特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、機構が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）
- （2）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前条の規定による額

2 前項の機構が定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には事

務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると機構が認めるものとする。

（準用）

第41条 前条の規定は、国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き機構の職員となった者のうち第38条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該採用の直前の住居（当該住居に相当するものとして機構が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して機構が定める職員に限る。）及び前条の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして機構が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

2 前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして機構が定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

（1）配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

（2）職員又は配偶者の事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転（配偶者が機構の職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）

（3）職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、

当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）

（支給額の上限）

第41条の2 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第39条第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3条の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間のうち、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

（届出）

第42条 職員は、新たに第38条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに機構に届け出なければならない。同条の職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合及び第41条の職員たる要件を欠くに至った場合についても同様とする。

（確認及び決定）

第43条 機構は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示及び第41条の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提示を求める等の方法により確認し、その者が第38条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定するものとする。

（支給の始期及び終期）

第44条 通勤手当の支給は、職員に新たに第38条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、第42条の規定によ

- る届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、通勤手当の支給は、その届出をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 2 通勤手当の支給は、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が第38条の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。
  - 3 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。第1項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
  - 4 新たに機構の職員となった者又は事務所を異にして異動した職員が当該採用又は当該異動の直後に在勤する事務所への勤務を開始すべきこととされる日に第38条の職員たる要件を具備するときは、当該採用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取扱い、第1項の規定による支給の開始又は前項の規定による支給額の改定を行うものとする。
  - 5 前4項の規定により手当を支給することが適当でない場合における手当の支給の始期については、別に定めるものとする。

（支給の始期の特例）

- 第44条の2 前条第1項の規定にかかわらず、事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転並びに新たに機構に採用されたことに伴い、第38条の職員たる要件を具備した（当該要件を具備した日が月の初日である場合を除く。）職員に対する通勤手当の支給は、当該要件を具備するに至った日から開始する。前条第1項ただし書の規定は、この項において準用する。
- 2 前条第3項の規定にかかわらず、事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、通勤手当の支給を受けている職員に、その月額を変更すべき事実が生じたとき（当該事実の生じた日が月の初日である場合を除く。）は、その事実の生じた日から支給額を改定する。
  - 3 第1項の規定により通勤手当を支給する場合の支給開始月における支給額及び第2項の規定により通勤手当を改定する場合の当該改定月における支給額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
    - （1）第38条第1号に掲げる職員 1回の通勤に要する運賃等の額に、事実

発生日からその月の末日までの日数から職員就業規則第32条又は准職員就業規則第21条に規定する所定休日の日数を差引いた日数を乗じて得た額。ただし、第39条第1項により算出した1箇月当たりの運賃等相当額を超えるときはその額

(2) 第38条第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離に応じ当該月の日数で除した別表第7の額に、事実発生日からその月の末日までの日数から職員就業規則第32条又は准職員就業規則第21条に規定する所定休日の日数を差引いた日数を乗じて得た額

(3) 第38条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤する者とした場合の通勤距離、交通機関などの利用距離、自動車等の使用距離などの事情を考慮して機構が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

4 前項第1号又は第3号の適用を受ける職員に第40条又は第41条の規定を準用する場合の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 1回の通勤に要する特別料金等の額に月末までの日数から職員就業規則第32条又は准職員就業規則第21条に規定する所定休日の日数を差引いた日数を乗じた額。

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前条の規定による額

(返納の事由及び額等)

第45条 通勤手当を支給される職員につき、離職その他機構が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して機構が定める額を返納させるものとする。

(事後の確認)

第46条 機構は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第38条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の掲示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(支給単位期間)

第47条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として機構の定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

## 第7節 時間外勤務手当等

### (時間外勤務手当)

- 第48条 職員就業規則第30条又は准職員就業規則第19条に規定する所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対しては、所定労働時間を超え労基法第32条に規定する労働時間（以下「法定労働時間」という。）までの勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を時間外勤務手当として支給し、1日の法定労働時間を超える勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が深夜である場合は、これに100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 2 職員就業規則第37条第2項又は准職員就業規則第26条第2項において、労基法第36条第1項の規定による労使協定に基づき時間外及び休日労働（職員就業規則第32条第2項又は准職員就業規則第21条第2項に定める法定休日以外の休日労働をいう。）を命じた時間が、1箇月について60時間を超える場合は、前項及び次条の規定にかかわらず、60時間を超える時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が深夜である場合は、これに100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。

### (休日出勤手当)

- 第49条 職員就業規則第32条第1項又は准職員就業規則第21条第1項に規定する所定休日に勤務することを命ぜられた職員に対しては、次項に定める場合を除き、休日の勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が深夜にある場合は、これに100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を休日出勤手当として支給する。
- 2 職員就業規則第32条第2項又は准職員就業規則第21条第2項に規定する法定休日に勤務することを命ぜられた職員に対しては、休日の勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135（その勤務が深夜にある場合は、これに100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を休日出勤手当として支給する。

### (深夜勤務手当)

- 第50条 第14条に規定する職責手当が支給されている職員（以下「職責手当支給職員」という。）以外の職員が、職員就業規則第30条第1項又は准職員就業規則第19条第1項に規定する所定労働時間として深夜に勤務すること

を命ぜられた場合、その間に勤務した1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を深夜勤務手当として支給する。

- 2 職責手当支給職員が、深夜に勤務した場合は、その勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を深夜勤務手当として支給する。
- 3 前項に規定する深夜勤務手当のうち15時間相当分は、当該職責手当に含まれるものとする。

#### 第4章 給与の特例

(特定の職員についての適用除外)

第51条 職責手当支給職員には、第48条及び第49条の規定は適用しない。

(休職期間中等の給与)

- 第52条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第18条第1項第1号又は准職員就業規則第8条第1項第1号の規定により休職とされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。ただし、労災保険法第14条に規定する休業補償給付（労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号。）第3条第1項に規定する休業特別支給金（以下「休業特別支給金」という。）を含む。）又は労災保険法第22条の2に規定する休業給付（休業特別支給金を含む。）を受けたときは、これを控除した額を支給する。
- 2 職員が業務外の負傷又は疾病により職員就業規則第18条第1項第2号又は准職員就業規則第8条第1項第2号により休職とされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。
- 3 職員が職員就業規則第18条第1項第3号又は准職員就業規則第8条第1項第3号の規定により休職とされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。ただし、機構の判断によりその休職の期間中、基本給、地域調整手当、扶養手当及び住居手当の100分の60の範囲内で、これに相当する額を支給することがある。この場合、第6条の日割計算の規定を準用する。
- 4 職員が職員就業規則第18条第1項第4号又は准職員就業規則第8条第1項第4号の規定により休職とされたときは、その休職の期間中、給与の全額を

支給する。ただし、機構の判断によりその休職の期間中、給与を支給しないことがある。

- 5 職員が職員就業規則第18条第1項第5号、第6号及び第7号又は准職員就業規則第8条第1項第5号及び第6号の規定により休職とされたときは、その休職の期間中における給与の支給は機構が定めるところによるものとする。
- 6 職員就業規則第18条第1項第1号又は准職員就業規則第8条第1項第1号の規定により休職している職員が職務に復帰した場合におけるその者の基本給については、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。

#### (給与の減額)

第53条 職員が勤務しないときは、特に機構が承認した場合を除き、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- 2 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(1) 職員就業規則第44条又は准職員就業規則第33条に規定する病気休暇(給与を支給するものを除く。)を取得して勤務しないとき。

(2) 職員就業規則第45条又は准職員就業規則第34条に規定するウェルネス休暇を3日目以降取得して勤務しないとき。

(3) 職員就業規則第49条第1項第8号又は准職員就業規則第38条第1項第8号に規定する特別休暇を取得して勤務しないとき。

- 3 前2項の規定にかかわらず、職員就業規則第49条第1項第1号若しくは第2号又は准職員就業規則第38条第1項第1号若しくは第2号に規定する特別休暇を取得して勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の半額を減額する。

#### (育児休業中等の給与)

第54条 職員育児介護休業規程第3条の規定による育児休業をしている職員(この条において「育児休業職員」という。)には、その休業の期間中、給与を支給しない。

- 2 職員育児介護休業規程第13条第3項第1号に規定する育児短時間勤務をしている職員には、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- 3 育児休業職員が職務に復帰した場合におけるその者の基本給については、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。

(介護休業中等の給与)

第55条 職員育児介護休業規程第7条の規定による介護休業をしている職員（この条において「介護休業職員」という。）には、その休業の期間中、給与を支給しない。

- 2 職員育児介護休業規程第14条第3項第1号に規定する介護短時間勤務をしている職員には、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 3 介護休業職員が職務に復帰した場合におけるその者の基本給については、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。

(配偶者同行休業中の給与)

第55条の2 日本年金機構職員配偶者同行休業規程（規程第78号）による配偶者同行休業をしている職員（この条において「配偶者同行休業職員」という。）には、その休業の期間中、給与を支給しない。

- 2 配偶者同行休業職員が職務に復帰した場合におけるその者の基本給については、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。

(退職者の給与)

第56条 職員が職員就業規則第22条第1項第1号又は准職員就業規則第12条第1項第2号に該当して退職した場合（業務上の傷病のため退職した場合に限る。）又は職員就業規則第24条第1項第3号又は准職員就業規則第14条第1項第3号に該当して解雇された場合には、第6条第2項の規定にかかわらず、その者が現に受けるべきその月分の基本給、職責手当及び地域調整手当（支給を受ける者に限る。）の全額を支給する。職員が死亡の場合においても、同様とする。

(国家公務員等からの交流採用者の手当の始期)

第56条の2 月の2日に国家公務員等から人事交流等により引き続き機構の職員となった場合に係る単身赴任手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給においては、第23条、第29条、第36条及び第44条の規定にかかわら

ず、その月から開始する。

## 第5章 雑則

(改廃)

第57条 この規程の改廃については、理事長が決定する。

(実施に関する事項)

第58条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 日本年金機構法(平成19年法律第109号)附則第8条第3項の規定に基づき機構の職員として採用された者及び人事院規則1-24(公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例)に基づき社会保険庁に採用されていた者については、次の各号の定めを適用する。

(1) 平成22年1月1日における職務の級は、附則別表第1の対応表に定める級に決定するものとし、号俸については、平成21年12月31日現在に受けていた俸給月額(平成18年4月の俸給の切替日の前日において受けていた俸給月額(以下「切替前俸給月額」という。))に達しない職員であって、平成22年1月1日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号)附則第11条の規定に基づく差額に相当する額を除く)を3%減額した額と同じ額の号俸(同じ額の号俸がない場合は、直近上位の額の号俸)に決定する。なお、当該級の最高号俸の額を上回る場合は最高号俸とする。ただし、上位等級の職に登用される者を除く。

(2) 前号の規定に基づき機構で定める基本給が各等級の上限基本給月額を受けける職員であって、平成22年1月1日の前日に受けていた俸給月額(一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。))を3%減額した額が上限基本給月額を上回る額の俸給月額である者について、次の各号に掲げる期間の区分に応じ上回る額と上限基本

給月額之差額に当該各号で定める割合を乗じて得た額を基本給の調整給として支給する。なお、調整給については諸手当等の算出の基礎となる基本給には含めないものとする。

イ 平成22年1月から平成22年12月まで 3分の3

ロ 平成23年1月から平成23年12月まで 3分の2

ハ 平成24年1月から平成24年12月まで 3分の1

- (3) 平成22年1月1日における第16条の地域調整手当の異動保障については、平成22年1月1日において引き続き国家公務員であった場合に準じて取り扱う。この場合の支給期間は、国家公務員として受けていた期間を通算するものとする。
- (4) 施行日前において給与法第12条第3項の規定に基づく認定を受けていた者については、第40条の規定にかかわらず新幹線鉄道等の利用に係る支給額の特例を適用して取り扱う。
- (5) 施行日前において国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「共済組合法」という。）第68条の2第1項に規定する育児休業手当金（同項ただし書に規定する金額を除く。以下この号及び次号において同じ。）の支給を受け又は受ける資格を有していた場合であって、機構に採用後も引き続き育児休業をするときは、施行日以降も引き続き国家公務員であったとした場合に支給されるべき育児休業手当金の額に相当する額（機構の職員として育児休業をした期間に係るものに限る。）を支給する。
- (6) 施行日前において共済組合法第68条の2第1項に規定する育児休業手当金の支給を受け又は受ける資格を有していた場合であって、施行日以後も引き続き国家公務員であったとした場合に同項ただし書に規定する育児休業手当金が支給される場合には、当該育児休業手当金の額に相当する額を支給する。
- (7) 施行日前において共済組合法第68条の3第1項に規定する介護休業手当金の支給を受けていた者又は受ける資格を有していた場合であって、機構に採用後も引き続き介護休業をするときは、施行日以降も引き続き国家公務員であったとした場合に支給されるべき介護休業手当金の額に相当する額（機構の職員として介護休業をした期間に係るものに限る。）を支給する。

第3条 当分の間、第10条第2項別表第2の規定にかかわらず、G1級に在級する職員を本部のグループ長又は専門役の職に配置することができる。

第4条 平成22年1月1日以降、当分の間、第10条第2項別表第2の規定にかかわらず、C2級に在級する職員を年金事務所の課長及び室長の職に配置することができる。

第5条 平成22年3月31日までの間の地域調整手当の支給割合は、第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、附則別表第2に定める地域調整手当の支給割合とする。

第6条 平成22年1月2日から1月4日までの間に機構に採用された職員に係る単身赴任手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給については、第23条、第29条、第36条及び第44条の規定にかかわらず、平成22年1月から開始する。

第7条 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく育児休業基本給付金又は育児休業職場復帰給付金が、被保険者期間が満たされないことにより支給されない場合には、第2条第5号及び第6号に該当する場合を除き当該給付金に相当する額を支給する。

第8条 雇用保険法に基づく介護休業基本給付金が、被保険者期間が満たされないことにより支給されない場合には、第2条第7号に該当する場合を除き当該給付金に相当する額を支給する。

（令和6年4月1日改正に伴う勤務1時間当たりの給与額等の特例）

第9条 当分の間、勤務1時間当たりの給与額については、第7条の規定にかかわらず、基本給の月額、職責手当の月額、基本給に第15条第2項に規定する割合を乗じた月額及び基本給に第17条の2第2項各号に規定する割合を乗じた月額の合計額に12を乗じた月額の合計額に、当該年度の所定労働時間数で除して得た額と、企画調整手当に12を乗じ、当該年度の所定労働時間数で除して得た額を合算して支給する。

2 当分の間、広域異動手当の支給については、第17条の2の規定にかかわらず、地域調整手当と合算して支給する。

（住居手当の特例に関する経過措置）

第10条 第32条の2の規定について、令和6年2月1日から令和6年3月31日までに支払った2回目の更新料も支給の対象とする。

(令和7年4月1日改正に伴う経過措置)

第11条 令和7年4月1日におけるG3級の者の号俸は、令和7年3月31日において受けていた号俸に応じて附則別表第3により決定する。

(令和7年4月1日改正に伴う職責手当の特例)

第12条 令和6年3月31日において、人事管理規程第23条に定める役職定年となっている職員は、第14条第2項の規定にかかわらず、既に決定された職責手当を支給する。

(令和11年3月31日までの間における地域調整手当に関する特例)

第13条 令和7年4月1日から令和11年3月31日までの間における地域調整手当の支給割合は、第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、附則別表第4に定める地域調整手当の支給割合とする。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第14条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における扶養手当の月額額は、第26条の規定にかかわらず、附則別表第5に定める額とする。  
2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における扶養手当については、第27条及び第29条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるものとする。

(令和8年2月1日改正に伴う差額支給)

第15条 施行日において在籍する職員(令和7年4月1日から施行日の前日までの間に退職し、引き続き役員となった者を含む。)に次の各号に掲げる額を支給する。

- (1) 令和7年4月から令和8年1月までの給与において支給した基本給、地域調整手当、広域異動手当、時間外勤務手当、休日出勤手当及び深夜勤務手当の合計額に施行日の前日までに各月の職員の等級及び号俸に応じて附則別表第6に定める割合を乗じて得た額
- (2) 令和7年4月から令和8年1月までの企画調整手当(当該手当に係る時間外勤務手当、休日出勤手当及び深夜勤務手当を含む。)について、各月の職員の等級に応じて第14条の2第2項の規定により算出した金額と既に支給した金額の差額に相当する額
- (3) 令和7年4月から令和8年1月までの間における第38条第2号又は同条第3号の規定による通勤手当について、第39条第2号の規定によ

り算出すべき場合にあっては、各月の職員の自動車等の片道の使用距離に応じて同号の規定により算出した金額と既に支給した金額の差額に相当する額

- (4) 令和7年6月及び令和7年12月に支給した期末手当及び勤勉手当の合計額に施行日の前日までにおける各月の職員の等級及び号俸に応じて附則別表第6に定める割合を乗じて得た額

別表第1 基本給表（第10条第1項関係）

	S1	S2	C1	C2	M1	M2	M3	G1	G2	G3
50号俵	252,400			378,500						
49号俵	251,900			377,500						
48号俵	251,400			376,500						
47号俵	250,700			375,600						
46号俵	250,000			374,500						
45号俵	249,300			373,300						
44号俵	248,500			372,100						
43号俵	247,600			371,200						
42号俵	246,700			370,000						
41号俵	245,800			368,900						
40号俵	244,800			367,800						
39号俵	243,700			366,600						
38号俵	242,900			365,500			482,500	521,800	561,800	596,000
37号俵	241,900			364,300			481,500	520,800	560,800	595,700
36号俵	241,100			363,100			480,500	519,800	559,800	595,200
35号俵	240,200			361,900			479,500	518,800	558,800	594,700
34号俵	239,400		322,800	360,800	443,200		478,500	517,800	557,800	594,200
33号俵	238,700		321,700	359,600	442,200		477,500	516,800	556,800	593,800
32号俵	237,600		320,400	358,400	441,200		476,500	515,800	555,800	593,300
31号俵	236,600		319,200	357,300	440,200		475,500	514,800	554,800	592,800
30号俵	235,400		317,900	356,300	408,400	439,200	474,500	513,800	553,800	592,300
29号俵	234,400	281,000	316,700	355,100	407,400	438,200	473,500	512,800	552,800	591,800
28号俵	233,400	280,100	315,400	354,200	406,400	437,200	472,500	511,800	551,800	591,400
27号俵	232,000	279,500	314,000	353,000	405,500	436,200	471,500	510,800	550,800	590,900
26号俵	230,600	279,000	312,900	352,200	404,500	435,200	470,500	509,800	549,800	590,400
25号俵	230,300	278,000	311,800	351,300	403,600	434,200	469,500	508,800	548,800	589,900
24号俵	228,900	276,900	310,700	350,100	402,600	433,200	468,500	507,800	547,900	589,400
23号俵	228,500	276,300	309,600	349,300	401,600	432,200	467,500	506,800	546,900	588,500
22号俵	227,100	275,600	308,700	348,500	400,700	431,200	466,500	505,800	545,900	587,500
21号俵	226,700	274,400	307,800	347,400	399,700	430,200	465,500	504,800	544,900	586,500
20号俵	225,300	273,700	306,900	346,400	398,700	429,200	464,500	503,800	544,000	585,500
19号俵	225,000	272,700	305,900	345,200	397,800	428,200	463,500	502,800	543,000	584,500
18号俵	223,500	271,700	304,600	344,100	396,900	427,200	462,500	501,800	542,000	583,500
17号俵	222,100	271,100	303,500	342,900	395,900	426,200	461,600	500,800	541,100	582,500
16号俵	220,600	270,300	302,800	342,100	394,900	425,200	460,700	499,800	540,100	581,500
15号俵	219,100	269,200	302,100	341,100	393,900	424,200	459,800	498,800	539,100	580,500
14号俵	217,800	268,600	300,900	340,300	392,900	423,300	458,800	497,800	538,100	579,700
13号俵	216,300	267,900	299,900	339,200	391,900	422,300	457,800	496,800	537,100	578,700
12号俵	214,700	266,500	298,900	338,400	391,000	421,400	456,800	495,800	536,200	577,700
11号俵	213,100	266,000	297,900	337,200	390,000	420,600	455,900	494,800	535,200	576,700
10号俵	211,500	265,000	296,500	336,500	389,000	419,600	455,000	493,900	534,200	575,700
9号俵	209,800	264,300	295,800	335,700	388,100	418,700	454,100	492,900	533,200	574,700
8号俵	208,100	263,400	294,700	334,700	387,200	417,700	453,200	491,900	532,200	573,900
7号俵	206,400	262,700	293,700	334,000	386,200	416,700	452,200	490,900	531,300	572,900
6号俵	204,500	261,600	292,600	332,800	385,200	415,700	451,200	490,000	530,300	571,900
5号俵	202,700	260,600	291,400	332,000	384,300	414,800	450,200	489,000	529,300	570,900
4号俵	200,200	259,800	290,600	330,900	383,400	413,800	449,200	488,000	528,300	569,900
3号俵	198,800	258,900	289,500	330,000	382,400	412,800	448,200	487,000	527,300	568,900
2号俵	197,400	258,100	288,200	329,300	381,400	411,800	447,200	486,000	526,300	567,900
1号俵	195,800	256,900	287,200	328,100	380,600	410,900	446,200	485,000	525,300	567,100
a号俵					379,600	409,900	445,200	484,000	524,300	566,100
b号俵					378,600	408,900	444,200	483,000	523,300	565,100
c号俵					377,600	407,900	443,200	482,000	522,300	564,100
d号俵					376,600	406,900	442,200	481,000	521,300	563,100
e号俵					375,600	405,900	441,200	480,000	520,300	562,100

別表第2 役割等級表（第10条第2項関係）

職群	等級	役割概要	
ゼマ ネラ ル ジャー ヤー 職 群	G	3	審議役の職 経営管理監の職 適用・徴収管理監の職 CIO補佐監の職 年金センター長の職 副年金センター長の職 人事調整監の職 企画調整監の職
		2	部長の職 副部長の職 室長の職 事業調整監の職 システム調整監の職 監査監の職
		1	次長の職 事務センター長の職 所長の職
マ ネ ー ジャー 職 群	M	3	CIO補佐監の職(※1) 部長の職(※1) 副部長の職(※1) 室長の職(※1) 人事調整監の職(※1) 企画調整監の職(※1) 事業調整監の職(※1) システム調整監の職(※1) 所長の職(※1) 副所長の職
		2	次長の職(※1) 副年金センター長の職(※1) 監査監の職(※1) 事務センター長の職(※1) 課長及び室長(※2)の職 分室長の職 専門役の職
		1	副事務センター長の職 グループ長の職(専門性の高い事務 を処理する専門職を含む。)
一 般 職 群	C2	所属する上位組織の目標・計画を理解し、独自の応用力、判断力、工夫、改善等が必要とする高度な業務を行う。また、下級者の指導、比較的困難な非定型業務及び上司の補佐的業務を行う。	
		グループ長代理の職 課長代理及び室長代理の職 専門職の職	
	C1	所属する上位組織の方針や目標を理解し、ある程度の応用力、判断力を必要とする比較的高度な技能・熟練を要する業務を行う。また、やや複雑な非定型業務、下級者の指導を行う。	
	S2	上司から業務の目的、内容及び手順等について総括的な説明を受けることにより、定型業務及び簡単な専門知識を要する非定型業務等を行う。また、定型業務及び簡単な非定型業務について下級者の指導を行う。	
S1	上司の具体的な指示を受け、定められた手順に従って定型業務及び簡単な非定型業務を行う。		

※1を付した職はG級に決定される者を除く。

※2を付した職は日本年金機構組織規程（規程第2号）第63条の室長を指す。

（注）給付業務正規職員は、人事管理規程第13条の規定によりS1からC1の職務に範囲とする。

別表第3 役職区分別職責手当表（第14条関係）

役職区分		金額
本部	部長A	135,000円
	部長B	130,000円
	部長C	125,000円
	部長D	120,000円
	事務センター長A	130,000円
	事務センター長B	120,000円
	事務センター長C	115,000円
	事務センター長D	100,000円
	副事務センター長A	95,000円
	副事務センター長B	85,000円
	グループ長A	110,000円
	グループ長B	100,000円
	グループ長C	90,000円
	グループ長D	85,000円
	グループ長E	80,000円
	グループ長F	75,000円
年金事務所	所長A	125,000円
	所長B	115,000円
	所長C	110,000円
	所長D	95,000円
	所長E	90,000円
	所長F	85,000円
	副所長A	85,000円
	副所長B	80,000円
	副所長C	75,000円
	課長A	80,000円
課長B	70,000円	
	専門役A	80,000円
	専門役B	70,000円
	専門役C	60,000円
	専門役D	50,000円
	専門役E	40,000円
特別の専門的知識又は技能を有する職務を担う者		職務の専門性、人材確保の困難性等を考慮して理事長が個別に定める

別表第3-2 等級区分別企画調整手当表（第14条の2第2項関係）

職員の等級	金額
S 1	5,000円
S 2	6,000円
C 1	11,000円
C 2	14,000円
M 1	28,000円
M 2	29,000円
M 3 ~ G 3	31,000円

別表第4 地域調整手当支給地域表 (第15条第1項関係)

級地 (支給割合)	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
一級地 (20%)		東京都：特別区
二級地 (16%)	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
三級地 (12%)	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
四級地 (8%)	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、 富津市、浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
五級地 (4%)	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山県：和歌山市、橋本市 岡山県：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

別表第5 単身赴任手当に係る交通距離に応じた加算額表（2年以内の者）（第19条第1項関係）

交通距離	加算額
100キロメートル以上300キロメートル未満	8,000円
300キロメートル以上500キロメートル未満	16,000円
500キロメートル以上700キロメートル未満	24,000円
700キロメートル以上900キロメートル未満	32,000円
900キロメートル以上1,100キロメートル未満	40,000円
1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満	46,000円
1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満	52,000円
1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	58,000円
2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満	64,000円
2,500キロメートル以上	70,000円

別表第5-2 単身赴任手当に係る交通距離に応じた加算額表（2年を超える者）（第19条第1項関係）

交通距離	加算額
100キロメートル以上300キロメートル未満	10,000円
300キロメートル以上500キロメートル未満	20,000円
500キロメートル以上700キロメートル未満	30,000円
700キロメートル以上900キロメートル未満	40,000円
900キロメートル以上1,100キロメートル未満	50,000円
1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満	57,500円
1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満	65,000円
1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	72,500円
2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満	80,000円
2,500キロメートル以上	87,500円

別表第6 住居手当の支給地域表（第32条第1号関係）

特定地域	茨城県	つくば市
	埼玉県	さいたま市、朝霞市、志木市、和光市
	千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、浦安市
	東京都	特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、町田市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、多摩市、稲城市、あきる野市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、小田原市、厚木市、大和市
	愛知県	名古屋市
	滋賀県	大津市
	京都府	京都市
	大阪府	大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、東大阪市
	兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市
	奈良県	奈良市、大和郡山市
	広島県	広島市
	福岡県	福岡市
一般地域		特定地域以外

別表第7 自動車等の片道の使用距離に応じた通勤手当額表（第39条第2号関係）

自動車等の使用距離（片道）	通勤手当
2キロメートル以上5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円
30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円
40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
60キロメートル以上	38,700円

別表第8 給付業務正規職員の号俸が別表第2の役割等級表C1の職務の級の最高号俸である場合の昇給（第11条第4項関係）

C 1		C 1	
34-26号俸	325,400	34-52号俸	328,000
34-25号俸	325,300	34-51号俸	327,900
34-24号俸	325,200	34-50号俸	327,800
34-23号俸	325,100	34-49号俸	327,700
34-22号俸	325,000	34-48号俸	327,600
34-21号俸	324,900	34-47号俸	327,500
34-20号俸	324,800	34-46号俸	327,400
34-19号俸	324,700	34-45号俸	327,300
34-18号俸	324,600	34-44号俸	327,200
34-17号俸	324,500	34-43号俸	327,100
34-16号俸	324,400	34-42号俸	327,000
34-15号俸	324,300	34-41号俸	326,900
34-14号俸	324,200	34-40号俸	326,800
34-13号俸	324,100	34-39号俸	326,700
34-12号俸	324,000	34-38号俸	326,600
34-11号俸	323,900	34-37号俸	326,500
34-10号俸	323,800	34-36号俸	326,400
34-9号俸	323,700	34-35号俸	326,300
34-8号俸	323,600	34-34号俸	326,200
34-7号俸	323,500	34-33号俸	326,100
34-6号俸	323,400	34-32号俸	326,000
34-5号俸	323,300	34-31号俸	325,900
34-4号俸	323,200	34-30号俸	325,800
34-3号俸	323,100	34-29号俸	325,700
34-2号俸	323,000	34-28号俸	325,600
34-1号俸	322,900	34-27号俸	325,500

附則別表第1 機構と国の級の対応（附則第2条関係）

機構の級	国の級
S1	1
S2	2
C1	3
C2	4
M1	5
M2	6
M3	7
G1	8
G2	9
G3	10

附則別表第2 地域調整手当支給割合表（附則第5条関係）

都道府県	支給地域	級地	平成21年度 支給割合
北海道	札幌市	六級地	100分の3
宮城県	仙台市	五級地	100分の6
	名取市 多賀城市	六級地	100分の3
茨城県	取手市	二級地	100分の12
	つくば市	三級地	100分の10
	水戸市 土浦市 守谷市	四級地	100分の8
	日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市	五級地	100分の5
	龍ヶ崎市 筑西市	六級地	100分の3
栃木県	宇都宮市	五級地	100分の5
	鹿沼市 小山市 大田原市	六級地	100分の3
群馬県	前橋市 高崎市 太田市	六級地	100分の3
埼玉県	和光市	二級地	100分の12
	さいたま市	三級地	100分の11
	志木市		100分の10
	鶴ヶ島市	四級地	100分の8
	川越市 川口市 所沢市 越谷市 戸田市 朝霞市	五級地	100分の6
	行田市 飯能市 加須市 東松山市 入間市 三郷市		100分の5
	熊谷市 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 坂戸市 比企郡鳩山町 北埼玉郡北川辺町 北葛飾郡栗橋町 北葛飾郡杉戸町	六級地	100分の3
千葉県	成田市 印西市	二級地	100分の12
	船橋市 浦安市	三級地	100分の10
	袖ヶ浦市		100分の9
	千葉市	四級地	100分の10
	市川市 松戸市 四街道市		100分の9
	富津市		100分の8
	柏市	五級地	100分の6
	茂原市 佐倉市 市原市 白井市		100分の5
	野田市 東金市 流山市 八街市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	六級地	100分の3
東京都	特別区	一級地	100分の17
	武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 狛江市 多摩市 稲城市 西東京市	二級地	100分の14
	福生市 清瀬市		100分の12
	八王子市 立川市 府中市 調布市	三級地	100分の12
	昭島市 小平市 日野市		100分の10
	三鷹市	四級地	100分の10
	青梅市 東村山市 あきる野市		100分の9
	武蔵村山市	六級地	100分の3
神奈川県	鎌倉市	二級地	100分の14
	厚木市		100分の12
	横浜市 川崎市	三級地	100分の12
	海老名市		100分の10
	※横須賀市	四級地	100分の10
	藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 大和市		100分の9
	平塚市 ※三浦郡葉山町	五級地	100分の6
	秦野市		100分の5
	小田原市 三浦市	六級地	100分の3

富山県	富山市	六級地	100分の3
石川県	金沢市	六級地	100分の3
福井県	福井市	六級地	100分の3
山梨県	甲府市	五級地	100分の5
長野県	長野市 松本市 諏訪市	六級地	100分の3
岐阜県	岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市	六級地	100分の3
静岡県	静岡市	五級地	100分の6
	沼津市 御殿場市		100分の5
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 磐田市 焼津市	六級地	100分の3
	掛川市 袋井市		
愛知県	名古屋市	三級地	100分の12
	刈谷市 豊田市		100分の9
	豊明市	四級地	100分の8
	瀬戸市 碧南市 西尾市 大府市 知多市	五級地	100分の5
	豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 津島市	六級地	100分の3
	安城市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 東海市		
	知立市 愛西市 弥富市 西春日井郡豊山町		
	西加茂郡三好町		
三重県	鈴鹿市	四級地	100分の8
	津市 四日市市	五級地	100分の5
	桑名市 名張市 伊賀市	六級地	100分の3
滋賀県	大津市	四級地	100分の9
	草津市		100分の8
	守山市 栗東市	五級地	100分の5
	彦根市 長浜市	六級地	100分の3
京都府	京都市	四級地	100分の10
	宇治市	五級地	100分の6
	亀岡市 京田辺市		100分の5
	向日市 相楽郡木津町	六級地	100分の3
大阪府	大阪市 守口市	二級地	100分の14
	門真市		100分の12
	吹田市 高槻市 箕面市 寝屋川市	三級地	100分の12
	高石市		100分の11
	※堺市 豊中市 池田市 枚方市 茨木市 八尾市	四級地	100分の10
	※東大阪市		
	※岸和田市 ※泉大津市 ※貝塚市 ※泉佐野市	五級地	100分の6
	※富田林市 和泉市 羽曳野市		
河内長野市 藤井寺市		100分の5	
柏原市 泉南市 四條畷市 交野市 阪南市	六級地	100分の3	
南郡熊取町 泉南郡田尻町 南河内郡太子町			
兵庫県	芦屋市	二級地	100分の14
	西宮市 宝塚市	三級地	100分の12
	神戸市 尼崎市	四級地	100分の10
	伊丹市	五級地	100分の6
	三田市		100分の5
	姫路市 明石市 加古川市 三木市	六級地	100分の3
奈良県	天理市	三級地	100分の9
	奈良市 大和郡山市	四級地	100分の9
	大和高田市 橿原市	五級地	100分の5
	桜井市 香芝市 宇陀市 生駒郡斑鳩町	六級地	100分の3
	北葛城郡王寺町		
和歌山県	和歌山市 橋本市	六級地	100分の3
岡山県	岡山市	六級地	100分の3
広島県	広島市	四級地	100分の9
	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	六級地	100分の3
山口県	周南市	六級地	100分の3
香川県	高松市	六級地	100分の3
福岡県	福岡市	四級地	100分の10
	※北九州市 筑紫野市 春日市 太宰府市 前原市	六級地	100分の3
	福津市 糟屋郡宇美町 糟屋郡粕屋町		
長崎県	※長崎市	六級地	100分の3

※印を付した地域は暫定支給地域(当分の間の支給地域)を示す。

附則別表第3 令和7年4月1日改正に伴う切替え表（附則第11条関係）

G3	
令和7年3月31日時点の号俵	令和7年4月1日の号俵
38号俵	17号俵
37号俵	
36号俵	
35号俵	
34号俵	16号俵
33号俵	
32号俵	
31号俵	15号俵
30号俵	
29号俵	
28号俵	14号俵
27号俵	
26号俵	
25号俵	
24号俵	13号俵
23号俵	
22号俵	12号俵
21号俵	
20号俵	11号俵
19号俵	
18号俵	10号俵
17号俵	
16号俵	9号俵
15号俵	
14号俵	8号俵
13号俵	7号俵
12号俵	
11号俵	6号俵
10号俵	5号俵
9号俵	
8号俵	4号俵
7号俵	3号俵
6号俵	
5号俵	
4号俵	2号俵
3号俵	
2号俵	
1号俵	
a号俵	a号俵
b号俵	b号俵
c号俵	c号俵
d号俵	d号俵
e号俵	e号俵

附則別表第4 地域調整手当支給割合表（附則第13条関係）

都道府県	支給地域	級地		支給割合			
		見直し前	見直し後	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
北海道	札幌市	七級地	五級地	100分の3	※1		100分の4
	仙台市	六級地	四級地	100分の7			100分の8
宮城県	水戸市、日立市、土浦市	五級地	四級地	100分の9			100分の8
	筑西市	七級地	五級地	100分の3			100分の4
茨城県	宇都宮市、大田原市	六級地	五級地	100分の5			100分の4
	栃木市	七級地	五級地	100分の3			100分の4
栃木県	日光市	級地外	五級地	100分の2			100分の4
	高崎市	六級地	五級地	100分の5			100分の4
群馬県	前橋市、太田市	七級地	五級地	100分の3			100分の4
	渋川市	七級地	級地外	100分の2			100分の0
埼玉県	さいたま市	三級地	三級地	100分の14			100分の12
	所沢市※2	五級地	五級地	100分の9			100分の6
埼玉県	川越市	六級地	四級地	100分の7			100分の8
	川口市、加須市、春日部市、越谷市	六級地	五級地	100分の5			100分の4
埼玉県	熊谷市	七級地	五級地	100分の3	100分の4		
	秩父市	級地外	五級地	100分の2	100分の4		
千葉県	千葉市、成田市	三級地	三級地	100分の14	100分の12		
	船橋市	四級地	四級地	100分の11	100分の8		
千葉県	市川市、松戸市	五級地	四級地	100分の9	100分の8		
	茂原市	六級地	五級地	100分の5	100分の4		
千葉県	木更津市	七級地	五級地	100分の3	100分の4		
	香取市	級地外	五級地	100分の2	100分の4		
東京都	特別区	一級地	一級地	100分の20	100分の20	100分の20	
	武蔵野市、調布市	二級地	二級地	100分の16	100分の16	100分の16	
東京都	八王子市、青梅市、府中市	三級地	二級地	100分の15	100分の16	100分の16	
	立川市	四級地	二級地	100分の14	※1	100分の16	
東京都	三鷹市	五級地	二級地	100分の14	100分の16	100分の16	
	横浜市、川崎市、厚木市	二級地	二級地	100分の16	100分の16	100分の16	
神奈川県	藤沢市	四級地	二級地	100分の14	※1	100分の16	
	相模原市	四級地	三級地	100分の12	100分の12	100分の12	
神奈川県	横須賀市、平塚市、小田原市	五級地	三級地	100分の11	100分の12	100分の12	
	新潟県	新潟市	七級地	級地外	100分の2	100分の0	
富山県	富山市	七級地	五級地	100分の3	100分の4		
	石川県	金沢市	七級地	五級地	100分の3	100分の4	
福井県	福井市	七級地	級地外	100分の2	100分の0		
	山梨県	甲府市	六級地	五級地	100分の5	100分の4	
長野県	長野市、松本市	七級地	五級地	100分の3	100分の4		
	伊那市	七級地	級地外	100分の2	100分の0		
岐阜県	岐阜市	六級地	五級地	100分の5	100分の4		
	大垣市、多治見市、美濃加茂市	七級地	級地外	100分の2	100分の0		
静岡県	静岡市	六級地	四級地	100分の7	100分の8		
	沼津市	六級地	五級地	100分の5	100分の4		
静岡県	浜松市、三島市、富士市、掛川市	七級地	五級地	100分の3	100分の4		
	島田市	級地外	五級地	100分の2	100分の4		
愛知県	刈谷市、豊田市	二級地	三級地	100分の15	100分の12		
	名古屋市	三級地	三級地	100分の14	100分の12		
愛知県	岡崎市、瀬戸市、豊川市	六級地	四級地	100分の7	100分の8		
	豊橋市、一宮市、半田市	七級地	四級地	100分の6	100分の8		
三重県	四日市市	五級地	四級地	100分の9	100分の8		
	津市	六級地	五級地	100分の5	100分の4		
滋賀県	松阪市、伊勢市、尾鷲市	級地外	五級地	100分の2	100分の4		
	大津市、草津市	五級地	四級地	100分の9	100分の8		
京都府	彦根市	六級地	五級地	100分の5	100分の4		
	京都市	五級地	四級地	100分の9	100分の8		
京都府	舞鶴市	級地外	四級地	100分の4	100分の8		
	大阪市	二級地	二級地	100分の16	100分の16	100分の16	
大阪府	吹田市	四級地	二級地	100分の14	※1	100分の16	
	守口市	二級地	三級地	100分の15	100分の12		
大阪府	豊中市	四級地	三級地	100分の12	100分の12	100分の12	
	堺市、枚方市、八尾市、東大阪市	五級地	三級地	100分の11	100分の12		
兵庫県	貝塚市	六級地	三級地	100分の10	100分の12		
	西宮市	三級地	三級地	100分の14	100分の12		
兵庫県	神戸市	四級地	四級地	100分の11	100分の8		
	尼崎市、明石市	五級地	四級地	100分の9	100分の8		
奈良県	姫路市、加古川市	七級地	五級地	100分の3	100分の4		
	豊岡市	級地外	五級地	100分の2	100分の4		
奈良県	奈良市	五級地	四級地	100分の9	100分の8		
	大和高田市	六級地	五級地	100分の5	100分の4		
和歌山県	桜井市	七級地	五級地	100分の3	100分の4		
	和歌山市	六級地	五級地	100分の5	100分の4		
岡山県	岡山市	七級地	五級地	100分の3	100分の4		
	倉敷市	級地外	五級地	100分の2	100分の4		
広島県	広島市	五級地	四級地	100分の9	100分の8		
	三原市、東広島市	七級地	五級地	100分の3	100分の4		
山口県	福山市、呉市、三次市、府中市	級地外	五級地	100分の2	100分の4		
	周南市	七級地	級地外	100分の2	100分の0		
徳島県	徳島市	七級地	級地外	100分の2	100分の0		
	香川県	高松市	六級地	五級地	100分の5	100分の4	
福岡県	福岡市	五級地	四級地	100分の9	100分の8		
	北九州市	七級地	五級地	100分の3	100分の4		
福岡県	久留米市、直方市、大牟田市	級地外	五級地	100分の2	100分の4		
	長崎県	長崎市	七級地	級地外	100分の2	100分の0	

※1 別途定める。  
 ※2 所沢市は令和7年度～令和12年度にかけて支給割合を見直すこととし、令和11年度は100分の5、令和12年度は100分の4とする。

附則別表第5 扶養手当額（附則第14条関係）

		令和7年度
配偶者	M3級以下	3,000円
	G1级以上	（支給しない）
子		11,500円
父母等	M3級以下	6,500円
	G1級	3,500円
	G2级以上	（支給しない）

（注）配偶者にかかる支給基準等は日本年金機構職員給与規程第25条から30条の規定に準じる。なお、配偶者とは届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

附則別表第6 令和8年2月1日改正に伴う改定割合（附則第15条関係）

	S1	S2	C1	C2	M1	M2	M3	G1	G2	G3
50号俵	4.30%			2.88%						
49号俵	4.31%			2.89%						
48号俵	4.32%			2.90%						
47号俵	4.33%			2.90%						
46号俵	4.43%			2.91%						
45号俵	4.53%			2.92%						
44号俵	4.63%			2.93%						
43号俵	4.69%			2.97%						
42号俵	4.76%			2.98%						
41号俵	4.86%			2.99%						
40号俵	4.93%			3.00%						
39号俵	5.00%			3.01%						
38号俵	5.11%			3.02%			2.57%	2.56%	2.63%	2.65%
37号俵	5.13%			3.03%			2.58%	2.56%	2.64%	2.65%
36号俵	5.24%			3.04%			2.58%	2.57%	2.64%	2.66%
35号俵	5.26%			3.05%			2.59%	2.57%	2.65%	2.66%
34号俵	5.28%		3.23%	3.06%		2.62%	2.59%	2.58%	2.65%	2.66%
33号俵	5.29%		3.27%	3.07%		2.62%	2.60%	2.58%	2.65%	2.68%
32号俵	5.32%		3.29%	3.08%		2.63%	2.61%	2.59%	2.66%	2.68%
31号俵	5.34%		3.30%	3.09%		2.63%	2.61%	2.59%	2.66%	2.68%
30号俵	5.37%		3.31%	3.10%	2.72%	2.64%	2.62%	2.60%	2.67%	2.69%
29号俵	5.40%	3.80%	3.33%	3.11%	2.72%	2.65%	2.62%	2.60%	2.67%	2.69%
28号俵	5.42%	3.82%	3.38%	3.11%	2.73%	2.65%	2.63%	2.61%	2.68%	2.71%
27号俵	5.45%	3.83%	3.39%	3.13%	2.74%	2.66%	2.63%	2.61%	2.68%	2.71%
26号俵	5.49%	3.87%	3.40%	3.13%	2.74%	2.67%	2.64%	2.62%	2.69%	2.71%
25号俵	5.50%	3.89%	3.42%	3.14%	2.78%	2.67%	2.65%	2.62%	2.69%	2.72%
24号俵	5.53%	3.90%	3.43%	3.15%	2.78%	2.68%	2.65%	2.63%	2.72%	2.72%
23号俵	5.54%	3.91%	3.48%	3.16%	2.79%	2.68%	2.66%	2.63%	2.72%	2.74%
22号俵	5.58%	3.96%	3.49%	3.17%	2.80%	2.69%	2.66%	2.64%	2.73%	2.75%
21号俵	5.59%	3.98%	3.50%	3.18%	2.80%	2.70%	2.67%	2.64%	2.73%	2.75%
20号俵	5.63%	3.99%	3.51%	3.19%	2.81%	2.70%	2.67%	2.65%	2.76%	2.76%
19号俵	5.63%	4.00%	3.52%	3.20%	2.82%	2.71%	2.68%	2.65%	2.76%	2.76%
18号俵	5.67%	4.06%	3.57%	3.21%	2.82%	2.72%	2.69%	2.66%	2.77%	2.77%
17号俵	5.71%	4.07%	3.58%	3.22%	2.83%	2.72%	2.71%	2.67%	2.79%	2.77%
16号俵	5.75%	4.08%	3.59%	3.23%	2.84%	2.73%	2.74%	2.67%	2.80%	2.77%
15号俵	5.79%	4.10%	3.60%	3.24%	2.85%	2.74%	2.77%	2.68%	2.80%	2.78%
14号俵	5.88%	4.11%	3.62%	3.25%	2.85%	2.74%	2.78%	2.68%	2.81%	2.82%
13号俵	5.93%	4.12%	3.63%	3.26%	2.86%	2.75%	2.78%	2.69%	2.81%	2.83%
12号俵	5.97%	4.14%	3.68%	3.27%	2.87%	2.76%	2.79%	2.69%	2.84%	2.83%
11号俵	6.02%	4.19%	3.69%	3.28%	2.88%	2.79%	2.80%	2.70%	2.84%	2.84%
10号俵	6.12%	4.21%	3.74%	3.28%	2.88%	2.79%	2.80%	2.72%	2.85%	2.84%
9号俵	6.17%	4.22%	3.75%	3.29%	2.89%	2.80%	2.81%	2.73%	2.85%	2.85%
8号俵	6.23%	4.23%	3.77%	3.30%	2.90%	2.81%	2.81%	2.74%	2.86%	2.89%
7号俵	6.28%	4.25%	3.78%	3.31%	2.90%	2.81%	2.82%	2.74%	2.89%	2.89%
6号俵	6.40%	4.26%	3.80%	3.32%	2.91%	2.82%	2.83%	2.77%	2.89%	2.90%
5号俵	6.46%	4.28%	3.85%	3.33%	2.95%	2.85%	2.83%	2.77%	2.90%	2.90%
4号俵	6.55%	4.30%	3.86%	3.37%	2.95%	2.86%	2.84%	2.78%	2.90%	2.91%
3号俵	6.60%	4.31%	3.88%	3.38%	2.96%	2.87%	2.85%	2.79%	2.91%	2.91%
2号俵	6.65%	4.32%	3.89%	3.39%	2.97%	2.87%	2.85%	2.79%	2.91%	2.92%
1号俵	6.70%	4.35%	3.91%	3.40%	2.98%	2.88%	2.86%	2.80%	2.92%	2.96%
a号俵					2.98%	2.89%	2.87%	2.80%	2.93%	2.96%
b号俵					2.99%	2.89%	2.87%	2.81%	2.93%	2.97%
c号俵					3.00%	2.90%	2.88%	2.82%	2.94%	2.98%
d号俵					3.01%	2.91%	2.89%	2.82%	2.94%	2.98%
e号俵					3.02%	2.92%	2.89%	2.83%	2.95%	2.99%